

世羅郡防犯組合連合会防犯活動団体活動助成金交付規定

(総 則)

第1条 世羅郡防犯組合連合会（以下「郡防連」という。）防犯活動団体活動助成金交付規定を次のとおり定める。

(目的)

第2条 この規定は、郡防連会則第5条第6項の規定に基づき、防犯活動団体活動助成金交付事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の対象組織)

第3条 助成金の交付の対象となる防犯活動団体は、町民が地域の防犯活動に取り組むため自主的に組織した構成員5名以上の防犯活動団体、若しくは防犯活動に取り組む住民自治組織及び高齢者を中心とした防犯活動に取り組む団体若しくは、青少年健全育成活動に取り組む団体とする。

(助成金対象事業)

第4条 助成の対象となる事業の範囲は、別表に掲げる自主防犯活動とし、一つの組織につき、年度毎に一回を限度とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、以下のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 高齢者モデル地区等の指定を受け、防犯活動に取り組む団体については、年間100,000円を上限
- (2) その他の防犯活動団体及び防犯活動に取り組む住民自治組織並びに世羅郡少年補導協助員連絡協議会については、年間50,000円を上限
- (3) 世羅郡少年補導協助員連絡協議会以外の青少年健全育成活動に取り組む団体については、年間10,000円を上限

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする防犯活動団体等は、防犯活動団体活動助成金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の事業報告)

第7条 助成金の交付を受けた防犯活動団体等は、防犯活動団体活動助成金報告書(様式第2号)を所定の期日までに会長に提出しなければならない。

附 則

この規定は、令和2年6月5日から施行する。

別表（第4条関係）

防犯活動団体等活動助成事業

| N O | 区 分 | 施設又は設備 |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 消耗品費 | テキスト・筆記用具・用紙 ユニフォーム・のぼり旗・停止灯など |
| 2 | 通信費 | 電話・ファックス・切手など |
| 3 | 使用料 | 会場使用料等 |
| 4 | 講師謝礼 | 研修会等の講師への謝礼及び交通費 |
| 5 | 印刷製本費 | 研修会等の案内や資料、安全マップの印刷など |
| 6 | 防犯カメラ設置費 | 公道や、それに面した公園など公共空間を撮影するもの。 ※設置には地元自治組織の同意を要する ※撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等の事前同意を要する ※ 防犯カメラ設置費助成は、各団体に対し、1回限りとする |
| 7 | 青少年健全育成活動に関する費用 | 競技大会の開催において、必要とする経費など ※ 参加団体を世羅町内に活動の本拠を置く団体のみの大会に限る |
| 8 | その他 | 活動上必要なものと会長が認めるもの |